整理番号 経-法不-16

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部産業振興課(農業担当) (06-6615-3751)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	盛土許可に関する監督処分
概要	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域内における農地等において盛土等に行われる工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、市長の許可を得なければなりません。この許可に違反するなどした場合には、市長は許可を取り消したり、工事の停止等を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項から第4項
処分基準	(監督処分) 第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事 二 第十三条第一項の規定に適合していない工事 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事 3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項規定に適合していないと認められた土地 三 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての規定に適合していないと認められた土地 三 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の確認の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地 1 第十人条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の確認の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地 2 第十七条第四項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により非明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することができる。この場合において、当該工事に該当することができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000640966.html
備考	